

税務課からのお知らせ

●不動産公売のお知らせ

町では「町税収入確保」と「公平な徴収」の観点から、差押不動産の公売を次のとおり行います。多くの皆様のご参加をお願いします。

- 1 公売日時 平成24年1月25日(水)午後1時30分から(受付は午後1時から)
- 2 公売方法 入札
- 3 公売場所 役場第1会議室(水道環境課2階)
- 4 公売物件 不動産(土地)

公売物件の詳細については、税務課で「物件説明書」を閲覧してください。

※この入札には、農業委員会が発行する買受適格証明書が必要です。

●給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は、住民税等の課税の根拠となる重要な書類です。所得税の源泉徴収義務がある給与の支払者(事業主)は、平成23年中に支払いの確定した給与についての給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)を作成し、給与所得者(従業員等)の平成24年1月1日現在における住所地の市町村長に提出してください。提出書類は郵送もしくは直接税務課へお持ちください。

・提出書類

- ①総括表を1事業所につき1枚
- ②給与支払報告書(個人別明細書)を受給者1人につき2枚
- ③特別徴収区分表・普通徴収区分表を1事業所につきそれぞれ1枚

・提出期限 平成24年1月27日(金)

・提出先 税務課 〒891-9295 大島郡知名町知名307

提出書類は、【総括表】→【特別徴収区分表】→【特別徴収者分個人別明細書】→【普通徴収区分表】→【普通徴収者分個人別明細書】の順番で綴り、提出をお願いします。



●延滞金の徴収強化

町では、納税の公平性を確保するために、納期限までに税金を納めなかつた方に対し、地方税法第326条第1項(注)の規定に基づき、納期限の翌日から延滞金(年利14.6%、ただし最初の1か月は4.3%)を加算して次のいずれかの方法により徴収します。

- ①納税する時に金融機関等で延滞金を加算して徴収する
- ②役場から延滞金だけの納付書を送付して徴収する

長期間滞納しますと、本税より高い延滞金が掛かる場合がありますので、納期内の納税をお願いします。また、納め忘れをなくするために口座振替のご利用をお願いします。

(注) 地方税法第326条第1項: 市町村民税の納税義務者は特別徴収義務者は(中略)納期限後にその納入金を納入する場合においては、それぞれにこれらの税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の期間の日数に応じ、年14.6%(中略)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

【お問合せ先】 税務課 内線126・127

化。『週刊ポスト』連載に加筆改稿して単行本『夢で逢いましょう』藤田宜永 小学館
数十年ぶりに再会した幼馴染3人組。て陰のある誠一郎が還暦を迎えて探し求めたものとは?ノストラジック・ミステリー。

話題の本、入荷しました!



第一生命「サラリーマン川柳コンクール」第24回応募作品から選ばれた優秀作360句を収載。さらに、サラリーマン川柳にみるトレンドワードの検証、穴埋め問題集、やくみつる・島田駿舟・生瀬勝久による座談会も収録する。

『サラリーマン川柳いちおし傑作選』
やくみつる 選
NHK出版

お問合せ先 町立図書館 ☎93-4356